イ 出勤者ノ協調ノ割合甚敷ヲ差シ出勤中止者モ多数アリ此分ナラバ近ク開場スルヲ得ルヤモ知レズ、

ロ 会社トシテハ要求条件ニ就テハ一歩モ譲ラザル方針ナリ。

二 労働側態度

労働側ノ態度

イ 川崎造船所ハ二十五日開場セバ全部就業スベキモ事実上ニ於テ工場管理ノ形式ニ出ヅベク若シ実行不可能ナル場合ハ総罷業又ハ怠業ヲ継続スベシ

ロ 吾人ハ飽ク迄吾人ノ目的貫徹ニ努力スベシ例令如何ナル犠牲ヲ払フトモ最後ノ一人トナル迄正義ノ為メ全労働者ノ為メ奮闘スベシ、

ハ 此ノ争議ハ今後尚ホ継続セバ一ヶ月ハ継続スベシ、場合ニ依リ何等ノ譲歩ナクシテ

ニ 飢渇ト絶対ニ戦フナリ

最後迄戦フモ力尽キタル場合ハ最早止ム事ナシ各自ノ自由行動ニ任スノ外

途ナカラン

ホ 職工内部ニモ穏健派ノ多数アル模様（三菱職工内部ニ就業希望シ来レル者アリ）ニテ川崎職工ノ如キ或ハ社長ノ勢力ニ抵抗シ経営ノ政権ヲ主張シテ団結セントスル方針ナルモ如何ニ意見ヲ有スル者多数アルガ如キモ極力之ガ争議ニ於テ確論ニ達シナル如ク混乱ヲ生ジルガ如シ

ヘ 二十三日午後川崎争議団本部ニ於テ幹部会ヲ開キ将来ノ方針ニ付キ討議セルガ結局七十三対五ニテ罷業継続ニ決シタル模様ナリ

警察側態度

目下警察部ニ於テハ一定ノ方針確立シ居ラザルガ如シ従テ今後如何ニ進展スベキヤ、如何ナル方法、如何ナル程度、如何ナル形ニ於テ解決